

議 事 日 程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について
- 日程第 2 会期の決定について
- 日程第 3 町長の行政報告及び提出案件要旨説明
- 日程第 4 議案第 3号 遠軽町長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の制定
(付託案件) について
- 日程第 5 議案第 4号 遠軽町まち・ひと・しごと創生基金条例の制定について
(付託案件)
- 日程第 6 承認第 1号 専決処分の承認を求めることについて
- 日程第 7 議案第 1号 北海道市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の
数の減少及び北海道市町村職員退職手当組合同約の変更につ
いて
- 日程第 8 議案第 2号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合を組織する地方公
共団体の数の減少及び北海道町村議会議員公務災害補償等
組合同約の変更について
- 日程第 9 議案第 3号 北海道市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の
減少及び北海道市町村総合事務組合同約の変更について
- 日程第 10 議案第 4号 令和2年度遠軽町一般会計補正予算(第7号)
- 日程第 11 議案第 5号 令和2年度遠軽町水道事業会計補正予算(第1号)
-

令和2年第4回

遠軽町議会臨時会会議録（第1号）

令和2年7月31日（金）午前10時00分開会

◎本日の会議に付議した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について
日程第 2 会期の決定について
日程第 3 町長の行政報告及び提出案件要旨説明
日程第 4 議案第 3号 遠軽町長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の制定
(付託案件) について
日程第 5 議案第 4号 遠軽町まち・ひと・しごと創生基金条例の制定について
(付託案件)
日程第 6 承認第 1号 専決処分の承認を求めることについて
日程第 7 議案第 1号 北海道市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の
数の減少及び北海道市町村職員退職手当組合同約の変更につ
いて
日程第 8 議案第 2号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合を組織する地方公
共団体の数の減少及び北海道町村議会議員公務災害補償等
組合同約の変更について
日程第 9 議案第 3号 北海道市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の
減少及び北海道市町村総合事務組合同約の変更について
日程第10 議案第 4号 令和2年度遠軽町一般会計補正予算（第7号）
日程第11 議案第 5号 令和2年度遠軽町水道事業会計補正予算（第1号）
-

◎出席議員（16名）

議長	16番	前田篤秀君	15番	今村則康君
	1番	高橋義詔君	2番	稲場仁子君
	3番	佐藤登君	4番	秋元直樹君
	5番	一宮龍彦君	6番	竹中裕志君
	7番	渡部正騎君	8番	山谷敬二君
	9番	阿部君枝君	10番	前島英樹君
	11番	佐藤昇君	12番	山本悟君

13番 黒坂 貴行 君

14番 岩澤 武征 君

◎欠席議員（0名）

◎列席者

町 長 佐々木 修一 君 教育 長 河原 英男 君
代表監査委員 村瀬 光明 君

◎説明員

副 町 長 舟 木 淳 次 君 総 務 部 長 佐 藤 祐 治 君
民 生 部 長 平 間 敏 春 君 経 済 部 長 澤 口 浩 幸 君
経 済 部 技 監 内 野 清 一 君 総 務 課 長 鈴 木 浩 君
企 画 課 長 今 井 昌 幸 君 財 政 課 長 堀 嶋 英 俊 君
商工観光課長 小 椋 将 秀 君 建 設 課 長 井 上 隆 広 君
水 道 課 長 大 川 寿 雄 君 生田原総合支所長 大 辻 祐 一 君
丸瀬布総合支所長 伊 藤 雅 彦 君 白滝総合支所長 鴻 上 栄 治 君
会 計 管 理 者 伯 谷 和 昭 君 教 育 部 長 大 貫 雅 英 君
総 務 課 長 村 上 裕 和 君 監査委員事務局長 奥 山 隆 男 君

◎議会事務局職員出席者

事 務 局 長 菊 地 隆 君 事 務 局 係 長 田 中 郁 美 君
事 務 局 主 幹 岩 井 誠 志 君

◎開会宣告

○議長（前田篤秀君） 本日をもって招集されました令和2年第4回遠軽町議会臨時会を開会します。

◎開議宣告

○議長（前田篤秀君） 直ちに、本日の会議を開きます。

◎諸般報告

○議長（前田篤秀君） 会議に先立ち、局長をして諸般の報告をします。

○議会事務局長（菊地 隆君） 御報告いたします。

ただいまの出席議員は、16人であります。

本日の列席者は、佐々木町長、河原教育長、村瀬代表監査委員であります。

次に、地方自治法第121条の規定による説明員、議会事務局からの出席者、監査委員の令和元年度及び令和2年度例月出納検査の結果、議長の執務及び閉会中における各委員会等の活動状況につきましては、別紙印刷の上、お手元に配付のとおりであります。

次に、本臨時会の日程は、第11までとなっております。

以上で、報告を終わります。

◎日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（前田篤秀君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員には、会議規則第125条の規定により、3番佐藤議員、今村議員を指名します。

◎日程第2 会期の決定について

○議長（前田篤秀君） 日程第2 会期の決定についてを議題とします。

本件について、議会運営委員長の報告を求めます。

阿部議会運営委員長。

○9番（阿部君枝君） ー登壇ー

御報告いたします。

本日をもって招集されました令和2年第4回遠軽町議会臨時会の会期につきましては、本日午前9時30分から議会運営委員会を開催し、審議の結果、本日1日間と決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。

○議長（前田篤秀君） お諮りします。

本臨時会の会期は、議会運営委員長報告のとおり、本日1日間にしたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田篤秀君) 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日1日間とすることに決定しました。

◎日程第3 町長の行政報告及び提出案件要旨説明

○議長(前田篤秀君) 日程第3 町長の行政報告及び提出案件要旨説明を求めます。

佐々木町長。

○町長(佐々木修一君) ー登壇ー

令和2年第4回遠軽町議会臨時会の開会に当たり、議員の皆様には大変お忙しい中御参集をいただき、厚くお礼を申し上げます。

初めに、令和2年第3回遠軽町議会定例会以降における行政について、御報告いたします。

まず、新型コロナウイルス感染症への対策についてであります。道によりますと遠軽町関連施設で発生した感染症につきましては、7月2日をもって収束が確認されております。

これまで収束に向け献身的に対応されてきました道、紋別保健所、遠軽厚生病院を初めとする医療従事者、障がい者施設職員の皆様、御支援と御協力をいただきました多くの方々に改めて感謝を申し上げます。

しかしながら、現在も首都圏を初め、全国的には新型コロナウイルス感染症に関する患者が確認されており、本町においても予断の許さない状況が続いておりますが、地域経済は大きな影響を受けておりますので、感染状況を見極めながら、地域経済の早期回復に向けた取り組みを進めてまいります。

町民の皆様におかれましては、感染症蔓延防止のため、手洗いの励行や3つの密を避けるなど、道が示している「北海道スタイル」の実践に引き続き御理解と御協力をお願いします。

次に、現在建設中の遠軽町芸術文化交流プラザについてであります。当初の予定では令和3年3月に工事が完了し、令和3年夏のオープンを予定しておりましたが、新型コロナウイルス感染症拡大の影響による基礎工事の遅れに端を発した工期の延長により、予定より1年延期の令和4年夏のオープン予定となることを町広報の瓦版で報告したところであります。

工期延長の詳細につきましては、町広報にて改めて町民の皆様にお知らせをいたしますが、オープンの準備に御尽力をいただき、また、心待ちにされている多くの町民の皆様に対しまして御心配と御迷惑をおかけすることになり、大変残念ではあります。御理解を賜りますようお願い申し上げます。

次に、平成30年7月に湧別川の増水により被災し、通行止めとなっておりました一般道道遠軽芭露線のいわね大橋についてであります。復旧工事が進み、7月15日午前9時に通行止めが解除となりました。

復旧までの約2年間、車による通行ができず、周辺住民の皆様を初め町民の皆様には迂回を余儀なくされるなど、多大な御不便をおかけしておりましたが、このたびの復旧により一日も早く以前の日常を取り戻していただきますとともに、これまで以上に町の活性化が図られるものと期待しているところであります。

次に、要望関係についてであります。7月20日及び21日に北海道厚生病院・診療所所在地市町長会として、北海道厚生農業協同組合連合会とともに、新型コロナウイルス感染症拡大による病院経営の危機への対応などについて、関係省庁及び国会議員に対し要望を行ってまいりました。

次に、本議会に提出いたしました議案の概要について御説明申し上げます。

承認第1号専決処分の承認を求めることについては、新型コロナウイルス感染症対策及び学習保障体制の整備について、緊急に補正予算の必要が生じたため、令和2年度遠軽町一般会計補正予算（第6号）について専決処分をいたしましたので、議会の承認を求めるものです。

議案第1号北海道市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び北海道市町村職員退職手当組規約の変更について、議案第2号北海道町村議会議員公務災害補償等組合を組織する地方公共団体の数の減少及び北海道町村議会議員公務災害補償等組規約の変更について及び議案第3号北海道市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び北海道市町村総合事務組規約の変更については、各組合を組織する地方公共団体の数の減少及び組規約を変更することについて、地方自治法第290条の規定により、議会の議決を求めるものです。

次に、議案第4号令和2年度遠軽町一般会計補正予算（第7号）について御説明申し上げます。

歳入については、国庫支出金、繰入金、繰越金及び町債を補正するものです。

歳出については、道の駅遠軽森のオホーツク遊具施設等整備工事に係る経費、防災用資機材等備蓄施設整備工事に係る経費、感染症対策及び学習保障体制の整備に係る経費及びGIGAスクールに係る児童生徒一人1台のパソコン等整備のための導入に係る経費を計上するものです。

議案第5号令和2年度遠軽町水道事業会計補正予算（第1号）については、清川浄水場滞水池建設工事の一般会計への予算組み替えによる関連経費を補正するものです。

以上が、本議会に提案いたしました議案の概要です。

御審議を願う議案につきましては、その都度、担当部課長から詳細に御説明いたしますので、御協賛を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（前田篤秀君） 岩澤議員。

○14番（岩澤武征君） 行政報告に対する質疑の発言を求めたいと思います。

○議長（前田篤秀君） 岩澤議員の発言を許可します。

これから質疑を行います。

岩澤議員。

○14番（岩澤武征君） ただいま町長の行政報告がありましたけれども、その中で新型コロナウイルス感染に関して、7月20日、21日と厚生病院への支援の要請ということだと思っております。行かれたということです。この要請に対する回答はどのようなものだったのか、もし教えていただける内容があれば教えていただきたいのですが。

○議長（前田篤秀君） 佐々木町長。

○町長（佐々木修一君） まず、要請の主な柱につきましては、一つは今回の新型コロナウイルス感染症によって、全道の厚生病院、そういうところが非常に損失を出しているということです。

私どもの所在している遠軽厚生病院につきましても、感染症の病棟は2棟ありますけれどもそれでは足りないので、入っている方に退院してもらったり移動してもらったりしてそこを感染病棟とかにして、そこは使えないわけです。そういったことで、コロナ対応をした病院が一生懸命対応しているのに、不利益を被っているのはやっぱりおかしいのではないかと。それが相当な額に上るわけです、千万単位ではなくて。そういったものの要請であります。

それともう一つは、公的な病院、公立病院というのがございます。遠軽厚生病院は公的病院に入ります。ここにいろいろな国からの財政支援もあります。公立病院と公的病院では、その財政支援の額がやはり大きく違います。簡単にざっくり言うと、半分ぐらいに公的病院はなるというようなことがありまして、これも交付税措置の話とかにもなるのですが、これについては厚生病院の所在市町村の組織があるのですけれども、それについて私のほうで何とか取りまとめてくれということで、これは以前から国の要望に挙げておりまして、そういったものも強く要請をしまいったということでありまして、これについては要請して相当数理解は得られたという感触はありますが、いかんせんなかなか、国から見るとやはり厚生病院だけではないというのがありますし、そういった形で今後、ぜひ国会議員の先生だとか総務省、厚生労働省において、ぜひそら辺を理解していただいて、支援のほうをしていただければなというふうに思っているところであります。

以上でございます。

○議長（前田篤秀君） 岩澤議員。

○14番（岩澤武征君） 厚生病院が公的病院として位置づけられて、病院の看護師やお医者さんたちは命がけで頑張っておられるのに、かえって病院が赤字になるということについては全国的に国に対して声が上がっているのですけれども、なかなかそこに対する補填については国も簡単にうんとは言わないような状況なのですが、これはやっぱり大きく変えてもらわないとだめだなというふうには思います。

それで、その厚生病院以外の病院について医療関係者に聞くと、やっぱりコロナの影響があったと、どうも昨年に比べて30%ほどの減収になっているという話があったのですが、医療関係者のほうから町に対してのそういう損失の補填と申しますか、全額はともかく、町の飲食店や何かの事業者に対する支援はやられたのだけれども、医療関係の支援というのは今までなかったように思うのですが、その辺については今後考えられるのかどうか、いかがですか。

○議長（前田篤秀君） 佐々木町長。

○町長（佐々木修一君） 厚生病院以外の医療関係の医院とか歯科医院もそうかもしれませんが、国の制度もございます。資金の融資とか、そういったものとか利用される場所は利用されているのではないかなというふうに思っております。

ただ、どこまで町として支援をしていくかというのは、そういう論理でいくと、もう全ての人何らかの影響もあるわけでありまして、そこはやっぱり我々としてもできることはしたいのですが、病院のほうに例えば10万円を入れてもどうなのかなというのがありますし、そこら辺は非常にこれからどこまで拡大していくかというのは財政的なものもありますから、本当に一番せっぱ詰まっているところはどこなのとか、そういうところもやっぱり勘案して検討すべきことではないかなというふうに思っております。

○議長（前田篤秀君） 岩澤議員。

○14番（岩澤武征君） 最後になりますけれども、今、全国的に感染が広がっているのですが、先ほどの報告の中に、7月2日をもって遠軽のクラスターは収束したということですので少しは安心しているのですけれども、それでもなおかつ、まだやっぱり町民の間に不安があるのです。またあしたから夏休みになる学校もあります。人の動きも当然出てくると思います。

学校に関しては、夏休み明けが心配だなという思いをしているのですけれども、学校だけではなくて、今言われた医療機関とか介護施設とか、それから保育所や幼稚園の先生方も毎日毎日のはらはらしているという話でした。病気のある人だとか、やっぱり高齢者や子供たちへの感染、これはもう絶対に防がなければならないというふうに思います。そこで一旦事が起これば、クラスターを起こす可能性のあるこれらの職場の職員の人たち、働く人たち、この人たちを優先的に検査をするということ、それで感染の心配がないということが証明されれば、親御さんも家族の人みんな安心できるのではないかなというふうに思うのですが、町としてこういう職場に働く人たちの検査を優先的に実施するという点について、どのようにお考えか伺いたいと思いますが。

○議長（前田篤秀君） 佐々木町長。

○町長（佐々木修一君） PCR検査を医療従事者とかあと保育所だとか幼稚園とか学校の教員、職員とかというところに町として実施したらいいのではないかというお話ということで承っているのでしょうか。

○議長（前田篤秀君） 岩澤議員。

○14番（岩澤武征君） PCRではなくて抗原検査もあります。

○議長（前田篤秀君） 佐々木町長。

○町長（佐々木修一君） それを町がやれということをおっしゃっているということでしょうか。

○議長（前田篤秀君） 岩澤議員。

○14番（岩澤武征君） はい。

○議長（前田篤秀君） 佐々木町長。

○町長（佐々木修一君） まず、PCR検査とか、そういう抗原検査についてちょっとお話をさせていただきますが、国内で今検査として行われているのは、PCR検査、それからランプ法、このランプ法というのは唾液でやるというやつです。PCRは鼻からやって、やる人にも感染するおそれがあったりしますけれども、今ランプ法というのがありますが、それともう一つは抗原検査と、大きく分けても3種類というふうになっておりますが、これは行政検査において、感染症法により感染症の蔓延防止のために都道府県が実施主体となり行われている検査となっております。

行政検査として、こういったコロナウイルスの診断検査の実施については、症状のある者が帰国者、外国から帰ってきた人、それから接触者、相談センターへの相談、帰国者とか接触者外来への受診が必要となります。そして、医師の診察の上、新型コロナウイルス感染症が疑われている状態である、そして保健所へ疑似症の届出を行った上で実施されるということになっております。

また、帰国者接触者相談センターへの相談なく帰国者接触者外来の受診があった者についても、医師の診察上疑いがあれば、同様に疑似症の届出の下に行政検査を受けることができるということでもあります。

したがって、症状がない中で心配なので検査を受けたいとか、町や他の公的機関等から検査の希望や依頼があったとしても、行政検査の対象にはならないということでもあります。要するに、保険の適用にもならないということになるかと思いますが、これ今テレビでもマスコミ等でも何かPCR検査をどんどんやれと言っておりますけれども、その是非は別として、今はそういうルールになっておりまして、例えば、町村がそこを変えて、では保険適用にしてくださいとかそういうことにはなりません。

それではなくて、では勝手にやったらいいのではないかというような、岩澤議員のお話になるかと思いますが、それは病院のほうで認めればやってくれることにはなるのかもしれませんが、遠軽なら厚生病院、さっきから話が出ていますけれども、そこはそういったお話もしましたけれども、やはり医療体制の問題とかもあって、それはなかなか厳しいと、何でもない人も全部やっていくのは。

あとは、やはり特にそういう医療従事者、医療従事者はそれは病院の中でやるのかもしれませんが、そういう関連する仕事の人をやっても、これは御承知かと思いますが、PCR検査も、では今日は大丈夫だったけれども、あした感染するかもしれな

い。では一週間に1回やるのかとか2週間に1回、本当は毎日やればいいのかもかもしれませんけれども、そういうことになろうかと思えます。そうすると、医療従事者だとか幼稚園とか、さっきおっしゃった数でいくと2,000人ぐらいになるのです。1回やると仮に4万円としたら8,000万円、一月に4回やったら3億200万円になります。そこら辺は現実問題として町村でできるかどうかというのは、それは無理だよねという話にはなってくるのだらうと思えます。全国で何かそういうのをやると言っているようなところもありますけれども、まだ実際にやっているところはちょっと聞いてはおりません。

以上です。

○議長（前田篤秀君） 岩澤議員。

○14番（岩澤武征君） 終わりますけれども、一つだけ、厚労省で抗原検査についてはこれまでは検査キットが少なく、優先的に回さなければならぬところがあつたのだけれども、このたびは十分にそれができたので、各自治体でも手を挙げれば検査ができるような体制はできましたよということで、ここには来ないでしょう、道に来ていると思うのですが、その辺のことを問い合わせてみてはどうかというふうに思えます。

以上です。

○議長（前田篤秀君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） なければこれで質疑を終わります。

◎日程第4 議案第3号

○議長（前田篤秀君） 日程第4 議案第3号遠軽町長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の制定についてを議題とします。

本件について、地方自治法第243条の2第2項の規定に基づく監査委員の意見を求めた結果は、お手元に配付のとおりであります。

令和2年第3回定例会において付託しました総務・文教常任委員会の審査報告書が提出されておりますので、委員長の報告を求めます

竹中総務・文教常任委員長。

○6番（竹中裕志君） ー登壇ー

総務・文教常任委員会付託議案に係る委員長報告をいたします。

令和2年第3回遠軽町議会定例会におきまして、総務・文教常任委員会に付託されました議案第3号遠軽町長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の制定について、遠軽町議会会議規則第77条の規定により、審査結果を報告いたします。

本条例につきましては、地方自治法の一部改正に鑑み、町長等の町に対する損害を賠償する責任の一部の免責に関し、必要な事項を定めるものであります。

この付託議案については、本委員会において委員会審査を令和2年6月30日に行い、原案のとおり可とすることに決定したものであります。

以上、総務・文教常任委員会に付託されました議案1件の報告を終わります。

○議長（前田篤秀君） これより、委員長報告に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終わります。

これより、議案第3号遠軽町長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の制定についてを採決いたします。

本案に対する委員長報告は、可とするものです。

本案は、討論を省略して、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は、委員長報告のとおり可決されました。

◎日程第5 議案第4号

○議長（前田篤秀君） 日程第5 議案第4号遠軽町まち・ひと・しごと創生基金条例の制定についてを議題とします。

令和2年第3回定例会において付託しました総務・文教常任委員会からの審査報告書が提出されておりますので、委員長の報告を求めます

竹中総務・文教常任委員長。

○6番（竹中裕志君） —登壇—

総務・文教常任委員会付託議案に係る委員長報告をいたします。

令和2年第3回遠軽町議会定例会におきまして、総務・文教常任委員会に付託されました議案第4号遠軽町まち・ひと・しごと創生基金条例の制定について、遠軽町議会会議規則第77条の規定により、審査結果を報告いたします。

本条例につきましては、地域再生法に規定するまち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関し、法人から寄附された寄附金を適正に管理し、当該事業の資金に充てることを目的に、地方自治法の規定に基づき遠軽町まち・ひと・しごと創生基金を設置するものであるため、必要な事項を定めるものであります。

この付託議案については、本委員会において委員会審査を令和2年6月30日に行い、原案のとおり可とすることに決定したものであります。

以上、総務・文教常任委員会に付託されました議案1件の報告を終わります。

○議長（前田篤秀君） これより、委員長報告に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終わります。

これより、議案第4号遠軽町まち・ひと・しごと創生基金条例の制定についてを採決い

たします。

本案に対する委員長報告は、可とするものです。

本案は、討論を省略して、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田篤秀君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は、委員長報告のとおり可決されました。

◎日程第6 承認第1号

○議長(前田篤秀君) 日程第6 承認第1号専決処分の承認を求めることについてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

堀嶋財政課長。

○財政課長(堀嶋英俊君) 承認第1号専決処分の承認を求めることについて説明いたします。

地方自治法第179条第1項の規定により、令和2年度遠軽町一般会計補正予算(第6号)を定めることについて別紙のとおり専決処分しましたので、同条第3項の既定により報告し、承認を求めるものです。

次のページをお開き願います。

専決第9号につきましては、新型コロナウイルス感染症対策に係る経費について、緊急に補正予算の必要が生じたため、令和2年度遠軽町一般会計補正予算(第6号)を定めることについて、7月14日に専決処分したものです。

次のページをお開き願います。

令和2年度遠軽町一般会計補正予算(第6号)につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ541万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を219億2,085万8,000円としたものです。

補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」により説明いたします。

次のページをお開き願います。

第1表歳入歳出予算補正の歳入から説明いたします。

15款国庫支出金につきましては、2項国庫補助金に270万9,000円を追加し、総額を39億6,668万9,000円としたものです。

20款繰越金につきましては、1項繰越金に271万円を追加し、総額を2億450万7,000円としたものです。

これにより、歳入合計219億1,543万9,000円に541万9,000円を追加し、総額を219億2,085万8,000円としたものです。

次に、歳出について説明いたします。

次のページをお開き願います。

10款教育費につきましては、2項小学校費に149万5,000円を追加、3項中学校費に392万4,000円を追加し、総額を11億7,045万1,000円としたものです。

これにより、歳出合計219億1,543万9,000円に541万9,000円を追加し、総額を歳入歳出同額の219億2,085万8,000円としたものです。

次に、歳入歳出補正予算事項別明細書の総括を省略いたしまして、歳出から説明いたします。

8ページをお開き願います。

10款教育費2項小学校費2目教育振興費、小学校備品購入事業149万5,000円につきましては、新型コロナウイルス感染症拡大による長期臨時休業に関連し、学校の再開に伴う感染症対策及び子供たちの学習保障のために実施する各学校の取組のうち、夏休み期間短縮に伴う熱中症対策として、窓用エアコン、スポットクーラー、冷風機等を購入する経費を追加したものです。

3項中学校費2目教育振興費、中学校備品購入事業392万4,000円につきましては、同様に窓用エアコン、スポットクーラー、冷風機等を購入する経費を追加したものです。

次に、歳入について説明いたします。

6ページをお開き願います。

15款国庫支出金2項国庫補助金6目教育費国庫補助金270万9,000円につきましては、学校再開に伴う感染症対策、学習保障等に係る学校保健特別対策事業費補助金の追加です。

20款繰越金1項繰越金1目繰越金271万円につきましては、前年度繰越金の追加です。

以上で説明を終わります。

○議長（前田篤秀君） これより、質疑を行います。

質疑は、第1表歳入歳出予算補正を省略して、歳入歳出補正予算事項別明細書の3、歳出より各款ごとに行います。

10款教育費、8ページから11ページ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 次に、2、歳入に入ります。

15款国庫支出金、6ページから7ページ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 次に、20款繰越金、6ページから7ページ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） これをもって、承認第1号の質疑を終わります。

これより、承認第1号専決処分の承認を求めることについてを採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田篤秀君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり承認されました。

◎日程第7 議案第1号から日程第9 議案第3号まで

○議長(前田篤秀君) 日程第7 議案第1号北海道市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び北海道市町村職員退職手当組合規約の変更について、日程第8 議案第2号北海道町村議会議員公務災害補償等組合を組織する地方公共団体の数の減少及び北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更について、日程第9 議案第3号北海道市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び北海道市町村総合事務組合規約の変更について、以上3件は関連がありますので一括して議題とします。

上程の順により、提出者の説明を求めます。

鈴木総務課長。

○総務課長(鈴木 浩君) 議案第1号北海道市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び北海道市町村職員退職手当組合規約の変更について、御説明いたします。

北海道市町村職員退職手当組合から、山越郡衛生処理組合及び奈井江、浦臼町学校給食組合が脱退すること並びに規約を変更することについて協議したいので、地方自治法第290条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

2団体につきましては、解散により脱退するものであります。

次のページ、別紙をお開き願います。

北海道市町村職員退職手当組合規約の一部を変更する規約であります。

変更の内容につきましては、新旧対照表で説明いたしますので、次のページをお開き願います。

別表(2) 渡島管内の項中「山越郡衛生処理組合、」を削ります。

空知管内の項中「、奈井江、浦臼町学校給食組合」を削ります。

別紙に戻っていただきまして、附則としまして、この規約は地方自治法第286条第1項の規定による総務大臣の許可の日から施行するものであります。

以上で、議案第1号の説明を終わります。

次に、議案第2号北海道町村議会議員公務災害補償等組合を組織する地方公共団体の数の減少及び北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更について、御説明いたします。

北海道町村議会議員公務災害補償等組合から、山越郡衛生処理組合、奈井江、浦臼町学校給食組合及び札幌広域圏組合が脱退すること並びに規約を変更することについて協議したいので、地方自治法第290条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

3団体につきましては、解散により脱退するものであります。

次のページ、別紙をお開き願います。

北海道町村議会議員公務災害補償等組合格約の一部を変更する規約であります。

変更の内容につきましては、新旧対照表で説明いたしますので、次のページをお開き願います。

別表第1中「山越郡衛生処理組合」、「奈井江、浦臼町学校給食組合」、「札幌広域圏組合」を削ります。

別紙に戻っていただきまして、附則としまして、この規約は地方自治法第286条第1項の規定による総務大臣の許可の日から施行するものであります。

以上で、議案第2号の説明を終わります。

次に、議案第3号北海道市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び北海道市町村総合事務組合格約の変更について、御説明いたします。

北海道市町村総合事務組合から、札幌広域圏組合、山越郡衛生処理組合及び奈井江、浦臼町学校給食組合が脱退すること並びに規約を変更することについて協議したいので、地方自治法第290条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

3団体につきましては、解散により脱退するものであります。

次のページ、別紙をお開き願います。

北海道市町村総合事務組合格約の一部を変更する規約であります。

変更の内容につきましては、新旧対照表で説明いたしますので、次のページをお開き願います。

別表第1、石狩振興局の項中「(12)」を「(11)」に改め、「札幌市広域圏組合」を削ります。渡島総合振興局の項中「(16)」を「(15)」に改め、「山越郡衛生処理組合」を削ります。空知総合振興局の項中「(32)」を「(31)」に改め、「奈井江、浦臼町学校給食組合」を削ります。

別表第2、9の項中「札幌市広域圏組合」、「山越郡衛生処理組合」、「奈井江、浦臼町学校給食組合」を削ります。

別紙に戻っていただきまして、附則としまして、この規約は地方自治法第286条第1項の規定による北海道知事の許可の日から施行するものであります。

以上で、議案第3号の説明を終わります。

○議長（前田篤秀君） これより、一括上程しました議案3件の質疑を行います。

質疑は上程の順により各案件ごとに行います。

これより、議案第1号の質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 質疑なしと認めます。

これをもって、議案第1号の質疑を終わります。

次に、議案第2号の質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田篤秀君) 質疑なしと認めます。

これをもって、議案第2号の質疑を終わります。

次に、議案第3号の質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田篤秀君) 質疑なしと認めます。

これをもって、議案第3号の質疑を終わります。

以上で、議案3件の質疑を終わります。

これより、一括上程しました議案3件を採決いたします。

採決は上程の順により各案件ごとに行います。

これより、議案第1号北海道市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び北海道市町村職員退職手当組合同約の変更についてを採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田篤秀君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第2号北海道町村議会議員公務災害補償等組合を組織する地方公共団体の数の減少及び北海道町村議会議員公務災害補償等組合同約の変更についてを採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田篤秀君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第3号北海道市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び北海道市町村総合事務組合同約の変更についてを採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田篤秀君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第10 議案第4号及び日程第11 議案第5号

○議長(前田篤秀君) 日程第10 議案第4号令和2年度遠軽町一般会計補正予算(第7号)、日程第11 議案第5号令和2年度遠軽町水道事業会計補正予算(第1号)、以上議案2件は関連がありますので、一括して議題とします。

上程の順により、提出者の説明を求めます。

堀嶋財政課長。

○財政課長（堀嶋英俊君） 議案第4号令和2年度遠軽町一般会計補正予算（第7号）について説明いたします。

令和2年度遠軽町一般会計補正予算（第7号）につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ3億1,075万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を222億3,161万1,000円とするものです。

補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」により説明いたします。継続費の追加は「第2表継続費補正」により説明いたします。

地方債の追加及び変更は「第3表地方債補正」により説明いたします。

次のページをお開き願います。

第1表歳入歳出予算補正の歳入から説明いたします。

15款国庫支出金につきましては、2項国庫補助金に4,052万1,000円を追加し、総額を40億721万円とするものです。

19款繰入金につきましては、1項基金繰入金に4,587万1,000円を追加し、総額を12億5,932万円とするものです。

20款繰越金につきましては、1項繰越金に436万1,000円を追加し、総額を2億886万8,000円とするものです。

22款町債につきましては、1項町債に2億2,000万円を追加し、総額を57億5,390万円とするものです。

これにより、歳入合計219億2,085万8,000円に3億1,075万3,000円を追加し、総額を222億3,161万1,000円とするものです。

次に、歳出について説明いたします。

次のページをお開き願います。

7款商工費につきましては、1項商工費に1億3,000万円を追加し、総額を10億7,008万9,000円とするものです。

9款消防費につきましては、1項消防費に9,000万円を追加し、総額を9億6,493万3,000円とするものです。

10款教育費につきましては、2項小学校費に5,868万8,000円を追加、3項中学校費に3,206万5000円を追加し、総額を12億6,120万4,000円とするものです。

これにより、歳出合計219億2,085万8,000円に3億1,075万3,000円を追加し、総額を歳入歳出同額の222億3,161万1,000円とするものです。

次に、第2表継続費補正について説明いたします。

継続費の追加につきましては、7款商工費1項商工費、道の駅遠軽森のオホーツク遊具施設等整備事業を継続費に追加し、総額3億5,000万円。年割額、令和2年度1億3,000万円、令和3年度2億2,000万円とし、9款消防費1項消防費、防災用資機材等備蓄施設整備事業を継続費に追加し、総額6億5,000万円。年割額、令和2年度9,

000万円、令和3年度5億6,000万円とするものです。

次に、第3表地方債補正について説明いたします。

次のページをお開き願います。

地方債の追加につきましては、防災用資機材等備蓄施設整備事業9,000万円を追加するもので、起債の方法、利率、償還の方法はそれぞれ記載のとおりです。

地方債の変更につきましては、道の駅整備事業の限度額を5億2,860万円に変更するものです。起債の方法、利率、償還の方法は、それぞれ補正前と変更はありません。

次に、歳入歳出補正予算事項別明細書の総括を省略いたしまして、歳出から説明いたします。

10ページをお開き願います。

7款商工費費1項商工費4目観光施設費、道の駅遠軽森のオホーツク管理事業1億3,000万円につきましては、施設のアクティビティのメインとなるジップライン施設整備のため、道の駅遠軽森のオホーツク遊具施設等整備工事に係る経費を追加するものです。

9款消防費1項消防費1目消防費、防災対策事業9,000万円につきましては、大雨等想定外の自然災害に備え、防災資機材の備蓄や消火栓等の水の確保など、住民の命と生活を守る防災・減災のための防災用資機材等備蓄施設整備工事に係る経費を計上するものです。

10款教育費2項小学校費1目学校管理費、小学校管理一般経費321万9,000円につきましては、新型コロナウイルス感染症拡大による長期臨時休業に関連し、学校の再開に伴う感染症対策及び子供たちの学習の保障のために必要な消毒液、体温計等の購入経費を追加するものです。

2目教育振興費、小学校備品購入事業につきましては、GIGAスクール構想に係る児童生徒一人1台のパソコン等端末機の整備について、国の補正予算に伴い次年度以降の計画を前倒しし実施するため、端末機購入に係る経費4,356万円を追加。学校再開に伴う感染症対策、学習保障のために必要な空気清浄機、網戸等の備品購入の経費1,124万7,000円及びデジタル教科書購入の経費66万2,000円を追加するものです。

3項中学校費1目学校管理費、中学校管理一般経費につきましては、学校再開に伴う感染症対策、学習保障のために必要な消毒液、体温計等の購入に必要な経費232万5,000円及び家庭学習支援サービスに係るライセンス経費79万2,000円を追加するものです。

2目教育振興費、中学校備品購入事業につきましては、GIGAスクール構想に係る国の補正予算に伴い、計画を前倒しし実施する端末機購入に係る経費2,310万円を追加。学校再開に伴う感染症対策、学習保障のために必要な空気清浄機、網戸等の備品購入の経費584万8,000円を追加するものです。

次に、歳入について説明いたします。

8ページをお開き願います。

15款国庫支出金2項国庫補助金6目教育費国庫補助金につきましては、GIGAスクール構想に係る公立学校情報機器整備費補助金2,852万6,000円及び学校再開に伴う感染症対策及び子供たちの学習保障等に係る学校保健特別対策事業費補助金1,199万5,000円の追加です。

19款繰入金1項基金繰入金1目財政調整基金繰入金につきましては、4,587万1,000円の追加です。

20款繰越金1項繰越金1目繰越金436万1,000円につきましては、前年度繰越金の追加です。

22款町債1項町債4目商工債1億3,000万円につきましては、道の駅遠軽森のオホーツク遊具施設等整備事業に係る道の駅整備事業債の追加です。

6目消防債9,000万円につきましては、防災用資機材等備蓄施設整備事業債の追加です。

補正予算の主要な工事の概要につきましては、補正予算に関する資料により担当から説明いたします。

以上で説明を終わります。

○議長（前田篤秀君） 小椋商工観光課長。

○商工観光課長（小椋将秀君） 令和2年度遠軽町一般会計補正予算（第7号）に関する資料を御覧願います。

道の駅遠軽森のオホーツク遊具施設等整備工事の位置図でありまして、工事概要につきましては、右下凡例のとおり、スキー場山頂から鹿山及び鹿山からスキー場山麓にかけてのジップライン整備を行うものであります。

以上で説明を終わります。

○議長（前田篤秀君） 大川水道課長。

○水道課長（大川寿雄君） 議案第5号令和2年度遠軽町水道事業会計補正予算（第1号）について御説明いたします。

第2条は、令和2年度遠軽町水道事業会計予算第2条中「清川浄水場滞水池建設工事」を「導水管移設工事」に改めるものです。

第3条は、予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するものです。

収入につきましては第1款水道事業収益、第2項営業外収益を2,650万円減額し、総額を5億4,819万5,000円とするものです。

支出につきましては、第1款水道事業費用、第2項営業外費用を1,200万円増額し、総額を5億8,637万5,000円とするものです。

第4条は、予算第4条本文括弧書き中「2億796万3,000円」を「2億931万3,000円」に、「1億5,877万1,000円」を「1億6,685万2,000円」

に、「1,468万1,000円」を「795万円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するものです。

収入につきましては、第1款資本的収入、第1項企業債を4億3,720万円減額、第2項国庫補助金を1億4,575万円減額し、総額を1億1,404万8,000円とするものです。

支出につきましては、第1款資本的支出、第1項建設改良費を5億8,160万円減額し、総額を3億2,336万1,000円とするものです。

第5条は、予算第5条の企業債の表中、上水道整備事業の限度額「5億4,030万円」を「1億310万円」に改めるものです。

次のページをお開き願います。

1ページから2ページは実施計画、3ページはキャッシュ・フロー計算書、4ページから5ページは予定貸借対照表で、説明は省略させていただきます。

次に、6ページをお開き願います。

補正予算明細により御説明いたします。

収益的収入及び支出の収入。

1款水道事業収益2項営業外収益4目消費税及び地方消費税還付金2,650万円の減額につきましては、清川浄水場滞水池建設工事の一般会計の予算組み替えによる事業費の減額により、消費税及び地方消費税の確定申告時の仕入れ控除税額が減少することから、仮払いの消費税及び地方消費税が還付されなくなることによる減額です。

次に、支出につきましては、1款水道事業費用2項営業外費用3目消費税及び地方消費税1節消費税及び地方消費税1,200万円は、消費税及び地方消費税の確定申告時の仕入れ控除税額の減少により、消費税及び地方消費税の納税額が発生することによる支払消費税の追加です。

次に、7ページを御覧願います。

資本的収入及び支出の収入。

1款資本的収入1項企業債1目企業債4億3,720万円の減額につきましては、清川浄水場滞水池建設工事の一般会計の予算組み替えによる水道事業債の減額です。

2項国庫補助金1目国庫補助金1億4,575万円の減額につきましては、清川浄水場滞水池建設工事の一般会計の予算組み替えによる水道水源開発等施設整備費補助金の減額です。

次に、支出につきましては、1款資本的支出1項建設改良費1目拡張費23節工事請負費5億8,300万円の減額は、清川浄水場滞水池建設工事の一般会計の予算組み替えによる減額。27節補償金140万円の増額は、防災資機材等備蓄施設整備工事に伴い、支障となる電柱を移設するための北電柱移設補償費の追加によるものです。

以上で、議案第5号の説明を終わります。

○議長（前田篤秀君） これより、一括上程しました議案2件の質疑を行います。

質疑は、上程の順により各案件ごとに行います。

これより、議案第4号の質疑を行います。

質疑は、第1表歳入歳出予算補正を省略して、歳入歳出補正予算事項別明細書の3、歳出より各款ごとに行います。

7款商工費、10ページから11ページ。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田篤秀君) なければ、9款消防費、12ページから13ページ。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田篤秀君) 次に、10款教育費、14ページから17ページ。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田篤秀君) 次に、2、歳入に入ります。

15款国庫支出金、8ページから9ページ。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田篤秀君) 次に、19款繰入金、8ページから9ページ。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田篤秀君) 次に、20款繰越金、8ページから9ページ。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田篤秀君) なければ、22款町債、8ページから9ページ。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田篤秀君) 次に、第2表継続費補正、3ページ。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田篤秀君) 次に、第3表地方債補正、4ページ。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田篤秀君) 質疑なしと認めます。

これをもって、議案第4号の質疑を終わります。

次に、議案第5号の質疑を行います。

質疑は、実施計画、予定キャッシュ・フロー計算書、予定貸借対照表を省略して、補正予算明細により行います。

収益的収入及び支出、6ページ。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田篤秀君) 次に、資本的収入及び支出、7ページ。

渡辺議員。

○7番(渡部正騎君) 7ページ、資本的収入及び支出の支出の部の1款資本的支出1項改良建設費1目拡張費23節工事請負費の清川浄水場滞水池建設工事について御質問いたします。

町長の提出案件要旨にもありましたとおり、清川浄水場滞水池建設工事は一般会計への

補正予算組み替えということだったのですけれども、このことによって6ページにありますとおり、消費税の還付がされなくなったり、支払う消費税が増額になったりと結構財政的な負担が多くなっているように見受けられるのですけれども、このデメリットについてどのようにお考えか、まず1点。

2点目について、清川浄水場滞水池建設工事、こちらが一般会計に予算組み替えられることによって、次年度への減価償却、こちらが減額になるのかどうか、この2点についてお伺いいたします。

○議長（前田篤秀君） 大川水道課長。

○水道課長（大川寿雄君） ただいまの御質問にお答えいたします。

まず、1点目の清川浄水場滞水池建設工事を一般会計に予算組み替えすることによる消費税等の影響に係る財源の不足という御質問ですが、消費税及び地方消費税につきましては、預かり税ということでありますので、基本的に経営に直接の影響はないということがあります。

つまり、料金収入で使用者から預かった消費税を基本的には全額納めるわけですが、その控除財源として、いろいろと施設の維持管理費に係る費用の消費税を差し引いたもので計算してやる制度になっておりますので、工事請負費が減額したからといって、消費税の預かり分を税務署から還付されるか、預かったものを水道事業から税務署に支払うかということだけですので、経営に関しては特に問題というか、支障はないということになっております。

それから、減価償却の話がされていると思いますが、この清川浄水場滞水池建設工事が完成した暁には、水道事業で維持管理を行うということで、今、想定してありますが一般会計からの受贈財産ということになりますので、将来的に減価償却費は増えますが、その分長期前受け金という科目がありまして、その分同じ金額が水道事業の収益として上がりますので、差し引きゼロということになっております。そういうことで、そこについても影響はないということであります。

それから、当初国庫補助を充てるということで予算を組んでおりまして、国庫補助の金額が補助基本額の4分の1ということで、そのほかは水道事業債ということでの提案でありました。

この水道事業債といいますのが地方交付税措置がないものでありまして、実質的な4分の3を水道事業で負担して、その分料金等に加算されるということになっていましたが、補助金ということで補助事業につきましては不採択ということになりましたので、この清川浄水場の滞水池については、先ほど説明したように広く遠軽町全体の防災事業という位置づけをしまして、地方交付税措置のある有利な起債ということで、緊急防災・減災事業債、これが充当率100%で交付税措置が元利償還金の70%ということで、実質的な負担が元利の30%負担で済むということでありまして、財政的にはこちらのほうがメリットが大きいということで、今回一般会計への予算を組み替えるということを提案いたしま

した。

以上です。

○議長（前田篤秀君） ほかに。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） これをもって、議案第5号の質疑を終わります。

以上で、議案2件の質疑を終わります。

これより、一括上程しました議案2件を採決いたします。

採決は、上程の順により各案件ごとに行います。

これより、議案第4号令和2年度遠軽町一般会計補正予算（第7号）を採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第5号令和2年度遠軽町水道事業会計補正予算（第1号）を採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎閉会の議決

○議長（前田篤秀君） 以上をもって、本臨時会の会議に付された事件は全部終了しました。

会議を閉じます。

以上で、令和2年第4回遠軽町議会臨時会を閉会します。

午前11時03分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議	長	前田篤秀
署	名	議員
署	名	議員

依藤登
今村則義